

◎グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務(210610)

令和2年12月15日に閣議決定された「グリーン住宅ポイント制度」に基づき、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行サービスを行います。

○グリーン住宅ポイント住宅ポイント制度の概要(※下記を参照して下さい。)

- ・国土交通省住宅局HP 「グリーン住宅ポイント制度について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html

- ・グリーン住宅ポイント事務局HP

<https://greenpt.mlit.go.jp>

- ・<グリーン住宅ポイント制度に関するお問い合わせ先>

グリーン住宅ポイント事務局 コールセンター

電話：0570-550-744 (IP電話等からの問い合わせは042-303-1414)

受付時間：9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)

○業務範囲

- (1) 注文住宅の新築<所有者が自ら居住する住宅が対象>

所有者となる方が、新たに発注(工事請負契約)するもの。

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの。

- (2) 新築分譲住宅の購入<所有者が自ら居住する住宅が対象>

所有者となる方が購入(売買契約)する新築住宅※1。

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に売買契約を締結したもの。

※1：売買契約締結時点において、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

- (3) 賃貸住宅の新築<全ての住宅が賃貸用である共同住宅等が対象>

所有者となる方が、施工者に工事を発注(工事請負契約)して新築する賃貸用の共同住宅等※2。

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの。

※2：2戸以上の住宅を有すること。また、分譲住宅や所有者の居宅が含まれる建築物、店舗併用の建築物は対象外

○業務区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、山梨県、長野県の全域

○業務開始日

令和3年4月

○グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準及び適合審査料金(円・税込)

グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準	1戸建ての住宅※A			注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入
	確認又は性能評価をBNVに申請	単独申請		
	外皮簡略計算※3	左記以外		
断熱等性能等級4※1 かつ 一次エネルギー消費量等級4以上※2	27,500	33,000	44,000	
※1：断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外気性能基準に適合するものも対象 ※2：日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4のことをいう ※3：外皮面性を用いない評価方法、モデル住宅法を含む(※現在、モデル住宅法は取り扱っておりません)				
グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準 ※N戸：住戸数	共同住宅等※B			賃貸住宅の新築
	確認又は性能評価をBNVに申請	単独申請		
断熱等性能等級4※1・4・5 かつ 一次エネルギー消費量等級4以上※2・4・5	33,000×N戸		44,000×N戸	
※1：断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外気性能基準に適合するものも対象 ※2：日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4のことをいう ※4：共同住宅等であって外皮性能において住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼により当該共同住宅等の全ての住戸が、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書を申請する場合に限る ※5：フロア入力法は取り扱いません				
建築物省エネ法に基づく住宅のトップランナー制度の賃貸住宅の基準に適合し、全ての住戸の床面積が40㎡以上である賃貸住宅(※6かつ※7)	33,000×N戸		44,000×N戸	
※6：建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合することとし、具体的には、当該共同住宅等が基準省令の規定する外皮性能の基準に適合するとともに、当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること ※7：2戸以上の住戸を有し、全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅であること				

(注)

※A：人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない1戸建住宅

※B：共同住宅、長屋その他の1戸建住宅以外の住宅

※C：変更にかかわる審査料金は上記料金の半額とする。

※D：破損などによる証明書の再発行手数料は1住戸につき5,000円とする。

○必要書類

A：受付票

B：グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書(別記様式1号)

C：設計内容説明書+適合審査用提出図書

(判定基準が明示された書類・設計図書)

●発行時の注意

・注文住宅の新築又は新築分譲住宅の購入における一括申請に基づく証明書については各住戸毎に発行

・賃貸住宅の新築については、1棟で1通の証明書を発行